# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称: 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称: 認定地域脱炭素化促進事業者に対する報告徴収

規制の区分: 新設、改正(拡充、緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局: 環境省地球環境局地球温暖化対策課

評価実施時期: 令和3年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡 潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、地域における再生可能エネルギーの導入促進が必要不可欠である一方、再生可能エネルギー事業による立地地域の環境破壊等に係る地域トラブルを背景に、地域における再生可能エネルギーの新規導入が十分に進まず、当該目標の達成が困難となるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

### [課題及びその発生原因]

2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、地域における再生可能エネルギーの導入促進が必要不可欠である一方、再生可能エネルギー事業による立地地域の環境破壊等に係る地域トラブルを背景に、地域における再生可能エネルギーの新規導入が十分に進まず、当該目標の達成が困難となるおそれがある。こうした課題に対処するため、立地地域との事前の合意形成を促すとともに、地域環境と調和し、地域に貢献する再生可能エネルギーを促進する制度を整備する必要があるが、こうした仕組みが現状ない状況。

これを踏まえ、再生可能エネルギーの利用による地域の脱炭素化を促進する事業(以下「地域脱炭素化促進事業」という。)の計画・認定制度を新設し、当該事業を行おうとする者について、その者の事業計画が市町村の地方公共団体実行計画に適合する旨の認定を行うことができることとするとともに、当該認定により、当該事業に係る関係法令の適用について特例を講ずることとする。

この点、地域脱炭素化促進事業計画について市町村長から認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)について、その認定地域脱炭素化促進事業計画に従って事業が実施されていない場合は、地域共生の観点から重要な地域の環境保全や地域貢献に係る取組が行われないこと等による地域トラブルにつながるおそれがあり、ひいては地域における再生可能エネルギー導入の阻害による地域の脱炭素化への支障にもつながることから、地域脱炭素化促進事業の実施状況について、計画認定権者である市町村が確実に把握できるようにすることが必要。

### [規制外の政策手段の検討]

地域脱炭素化促進事業計画の認定制度を導入した上で、認定事業者に対する、罰則を伴わない 事業実施状況に係る報告の求め(行政指導)を行うことができることとする手段が考えられる。 しかし、こうした行政指導を行ったとしても、当該報告を行うことについては認定事業者の判断 に委ねられ、当該報告が行われない場合には、市町村は適切に事業の実施状況を把握できず、地 域共生型の再生可能エネルギー事業が行われないことにより地域トラブルにつながるおそれが あると見込まれることから、規制手段の採用が妥当である。

### [規制の内容]

計画策定市町村の長は、認定事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる 地域脱炭素化施設の整備、地域の脱炭素化の取組並びに地域の環境の保全及び地域の経済及び社 会の持続的発展に資する取組の実施状況について報告を求めることができることとし、認定地域 脱炭素化促進事業者が報告拒否や虚偽報告をした場合には罰則を課すこととする。

# 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用は、市町村から報告徴収命令を受けた場合において当該報告に係る書類を作成する費用であるところ、市町村が事業の実施状況について的確に把握するため、市町村から定期的に事業の実施状況の報告が求められることが想定されることから、少なくとも年1回程度、報告徴収

命令に対する報告を行うことが想定される。また、認定を受けるための申請手続費用も遵守費用として想定される。一方、これらの費用について金銭価値化するには、①1事業計画当たりの費用及び②年間の認定を受ける対象事業者数を見込む必要があるところ、①については、事業計画の対象とする対象施設の再エネ電源種・規模や、当該事業において取り組む地域の脱炭素化の取組等の諸条件により、事業計画作成に要する時間や人員は千差万別となるため、費用を算出することは困難であること、また、②については、当該事業者数は市町村が策定する地方公共団体実行計画(第21条第5項各号に掲げる事項が定められているもの。)の数に左右されるものである一方で、市町村による当該実行計画の策定数を見込むことが困難であること、また、一つの実行計画に対して申請される事業計画数を見込むことは困難であることから、遵守費用を金銭価値化して推計することは困難。

「行政費用」については、市町村において、事業の実施状況に係る報告徴収に関する法律に基づく指示等に係る事務費用(報告命令書の作成のための事務費用や人件費等、市町村内の決裁手続・認定事業者への郵送費用等)が発生する。この点、報告徴収に関する法律に基づく指示等に係る事務1件当たりに、1人で8時間を要すると仮定すると、1人×8時間×単価約2,600円(※)=20,800円と推計される。

- (※)約2,600円=(地方交付税関係参考資料(令和2年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価))5,385,260円÷(8時間×5日×52週)
- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)			

# ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

# 3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

規制の導入により、認定事業者による適正な事業の実施が確保されることにより、地域の環境保全や地域貢献に資する地域と共生する再生可能エネルギーの導入が促進され、もって地域の脱炭素化の促進に寄与することとなる。なお、地域脱炭素化促進事業の内容により年間のCO2削減量は様々ではあるものの、認定事業者による地域脱炭素化促進事業1件当たり、CO2削減量の推計値は、3,824(t-co2)と想定される(※)。

(※)現在行われている環境省の予算事業のうち、改正案の地域脱炭素化促進事業の対象事業として想定されるものと一番近似性が高いものとして「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」が想定されるところ、本事業のうち代表的な事例1件当たりのCO2削減量の推計値を、地域脱炭素化促進事業1件当たりのCO2削減量の推計値と置くこととした。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

地域の環境保全や地域貢献に資する地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に係る金銭価値化は行われていないため、定量的な記載は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(対象外)			

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な効果として、優良な再生可能エネルギー事業者の増加に寄与し得る。

### 5 費用と効果(便益)の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化で きるか検証

上記2~4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下の とおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係 を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2~4のとおり、効果(便益)を金銭価値化することは難しいが、地域の脱炭素化の促進 への寄与が効果(便益)であるため、明らかに効果(便益)が費用より大きいと考えられ、当該 規制を導入することが妥当である。

# <u>6 代替案との比較</u>

① 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション (度合い) を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

### [代替案の内容]

認定事業者に対する、事業実施状況に係る罰則を伴う届出制とする手段が考えられる。

### [費用]

#### ・遵守費用

遵守費用は、認定を受けるための申請手続費用や届出に係る書類を作成する費用が想定される。なお、届出内容と上記の報告徴収命令により報告する内容は同程度のものであると想定されるため、遵守費用として想定される具体の内容は上述に記載のとおり。

### ・行政費用

事業の実施が適切に行われているか否かに関わらず、全ての認定事業者から届出が市町村に到達することにより、当該届出内容の確認や届出不備等があった場合の認定事業者への指導等を行うこととなり多くの費用が発生することも想定される。

具体的には、届出に係る事務費用(届出受理や当該届出の確認、認定事業者への指導等)が発生する。この点、届出に係る事務1件当たりに、1人で8時間を要すると仮定すると、1人×8時間×単価約2,600円(※)=20,800円と推計されるが、全ての認定事業者に対して当該事務費用が発生する一方、報告徴収命令では必ずしも全ての認定事業者に対して当該事務費用が発生するわけではないので、認定事業者数を推計することが困難であるため金銭価値化することは困難であるが、行政費用は届出の方が報告徴収命令より多く発生するものと想定される。

(※)約2,600 円=(地方交付税関係参考資料(令和2年度)の2 職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価))5,385,260円÷(8時間×5日×52週)

### [効果(便益)]

認定事業者による適正な事業の実施が確保されることにより、地域の環境保全や地域貢献に資する地域と共生する再生可能エネルギーの導入が促進され、もって地域の脱炭素化の促進に寄与することとなる。なお、地域脱炭素化促進事業の内容により年間のCO2削減量は様々ではあるものの、認定事業者による地域脱炭素化促進事業1件当たり、CO2削減量の推計値は、3,824(t-co2)と想定される(※)。

(※)現在行われている環境省の予算事業のうち、改正案の地域脱炭素化促進事業の対象事業として想定されるものと一番近似性が高いものとして「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」が想定されるところ、本事業のうち代表的な事例1件当たりのCO2削減量の推計値を、地域脱炭素化促進事業1件当たりのCO2削減量の推計値と置くこととした。

### [規制の新設案と代替案の比較]

今回の改正案と代替案を比較した場合、いずれの案についても同程度の遵守費用は発生すると 考えられ、また、行政費用について金銭価値化を行い比較することは難しいものの、代替案にお ける届出の方がより多くの行政費用が発生することが想定されるため、今回の改正案は、妥当な ものであると言える。

## 7 その他の関連事項

① 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価 に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

当該規制案については、地球温暖化対策の推進に関する制度検討会における4回の検討を経て、令和2年12月25日にとりまとめられた「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」の内容を踏まえて検討・立案している。

## 8 事後評価の実施時期等

② 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した 規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点 で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)を踏まえることとする。

当該規制については、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案原始附則第4条において、令和7年までに施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、同年までに事後評価を実施する。

③ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・遵守費用:年間認定事業者数、1認定事業者当たりの認定のための申請手続や報告徴収について要した事務手続費用(認定事業者からのヒアリングにより把握)
- 行政費用:認定事業者に対する市町村の報告徴収の件数
- ・効果 (便益): 1 認定事業者当たりの削減された各種許可申請等に係る事務手続費用 (認定事業者からのヒアリングにより把握)、認定事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行った事業による再生可能エネルギー設備の導入量及び 002 削減量